

貸切バス運転者に対する指導及び監督の概要

指導・監督制度の概要について

一般的な指導及び監督

(対象) すべての運転者

(内容) 心構え、交通ルール、道路交通状況、旅客の扱い、車両特性・運転適性に応じた安全な運転方法、健康管理など10の項目について指導

(時期) 継続的、計画的、体系的に実施



特定の運転者に対する指導

適性診断(初任)の受診

(対象) 新たに雇い入れた者で、過去3年以内に適性診断(初任)を受診していない者

(内容) 日常の運転状況を聴取し、事故の未然防止のための運転行動の留意点を指導・助言

(時期) 運転者として選任する前

初任運転者に対する指導

(対象) 新たに雇い入れた者で、過去3年以内に同じ種類の事業の運転者として選任されたことがない者

(内容) 交通ルールや車両特性等について座学6時間以上、実車訓練は努力義務

(時期) 運転者として選任する前

適性診断(特定)の受診

(対象) 死亡・重傷事故を惹起した運転者／軽傷事故を惹起し、過去3年間に事故を惹起したことがある運転者

(内容) 事故状況を聴取し、事故要因となった運転特性(・生活習慣・健康状態)を認識させ、再発防止(・改善)を指導・助言

(時期) 事故後に再度乗務する前(やむを得ない場合、乗務開始後1か月以内)

事故惹起運転者に対する指導

(対象) 同上

(内容) 再発防止策等について座学6時間以上、実車訓練は努力義務

(時期) 事故後に再度乗務する前

適性診断(適齢)の受診

(対象) 65歳に達した日以後1年以内に1回
75歳に達するまで3年以内ごとに1回
75歳に達した日以後1年以内ごとに1回

(内容) 日常の運転状況を聴取し、加齢による身体機能の変化が運転行動に及ぼす影響と、それに適した適切な運転行動を助言・指導

高齢運転者に対する指導

(対象) 65歳以上

(内容) 適性診断(適齢)の結果を踏まえ、加齢に伴う身体機能の変化の程度に応じた安全な運転方法等について指導。

(時期) 適性診断(適齢)結果が判明した後1か月以内

一般的な指導・監督の内容について

○旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針 (平成13年国土交通省告示第1676号)

すべての運転者に対する一般的な指導及び監督の内容

内 容	(配慮すべき事項)	時 間
①事業用自動車を運転する場合の心構え	(1)運転者に対する指導及び監督の意義についての理解	<p>規定なし</p> <p>※ 各項目について継続的・計画的に実施する。</p>
②事業用自動車の運行の安全及び旅客の安全を確保するために遵守すべき基本的事項	(2)計画的な指導及び監督の実施	
③事業用自動車の構造上の特性	(3)運転者の理解を深める指導及び監督の実施	
④乗車中の旅客の安全を確保するために留意すべき事項	(4)参加・体験・実践型の指導及び監督の手法の活用	
⑤旅客が乗降するときの安全を確保するために留意すべき事項	(5)社会情勢等に応じた指導及び監督の内容の見直し	
⑥主として運行する路線若しくは経路又は営業区域における道路及び交通の状況	(6)指導者の育成及び資質の向上	
⑦危険の予測及び回避	(7)外部の専門的機関の活用	
⑧運転者の運転適性に応じた安全運転		
⑨交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因及びこれらへの対処方法		
⑩健康管理の重要性		

※指導内容に実技訓練についての規定なし。

初任運転者に対する指導・監督の内容について

○旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針 (平成13年国土交通省告示第1676号)

初任運転者に対する特別な指導の内容及び時間

内 容	時 間
<p>①事業用自動車の安全な運転に関する基本的事項 道路運送法その他の法令に基づき運転者が遵守すべき事項及び交通ルール等を理解させるとともに、事業用自動車を安全に運転するための基本的な心構えを習得させる。</p>	<p>①から④までについて合計6時間以上実施すること。</p> <p>⑤については、可能な限り実施することが望ましい。</p>
<p>②事業用自動車の構造上の特性と日常点検の方法 事業用自動車の基本的な構造及び装置の概要及び乗合バス又は貸切バスなどの運転者にあつては車高、視野、死角及び内輪差等の車両との差異を理解させると共に、日常点検の方法を指導する。</p>	
<p>③交通事故を防止するための留意すべき事項 旅客自動車運送事業者の事業の態様及び運転者の乗務の状況等に応じて事業用自動車の運行の安全及び旅客の安全の確保するために留意すべき事項を指導する。</p>	
<p>④危険の予測及び回避 道路、交通及び旅客の状況の中に含まれる交通事故につながるおそれのある主な危険を理解させるとともに、それを回避するための運転方法等を指導する。</p>	
<p>⑤安全運転の実技 実際に事業用自動車を運転させ、主な道路、交通及び旅客の状況における安全な運転方法を添乗等により指導する。</p>	
<h3>配慮すべき事項（一部抜粋）</h3>	

適性診断(初任)の結果判明した運転者の運転行動の適性も踏まえ、当該運転者と話し合いをしつつきめ細やかな指導を実施することが必要である。

※実技訓練については推奨にとどまる。

※過去3年以内に同一の事業の運転者として選任されていれば不要。

○旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針
 (平成13年国土交通省告示第1676号) (抄)

事故惹起運転者に対する特別な指導の内容及び時間

内 容	時 間
<p>①事業用自動車の運行の安全及び旅客の安全の確保に関する法令等 事業用自動車の運行の安全及び旅客の安全を確保するため道路運送法その他の法令等に基づき運転者が遵守すべき事項を再認識させる。</p>	<p>①から⑤までについて合計6時間以上実施すること。 ⑥については、可能な限り実施することが望ましい。</p>
<p>②交通事故の実例の分析に基づく再発防止対策 交通事故の実例の分析を行い、その要因となった運転行動上の問題点を把握させるとともに、事故の再発を防止するために必要な事項を理解させる。</p>	
<p>③交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因及びこれらへの対処方法 交通事故を引き起こすおそれのある運転者の生理的及び心理的要因を理解させるとともに、これらの要因が事故につながらないようにするための対処方法を指導する。</p>	
<p>④交通事故を防止するために留意すべき事項 旅客自動車運送事業者の事業の態様及び運転者の乗務の状況等に応じて事業用自動車の運行の安全及び旅客の安全を確保するために留意すべき事項を指導する。</p>	
<p>⑤危険の予測及び回避 危険予知訓練の手法等を用いて、道路、交通及び旅客の状況に応じて交通事故につながるおそれのある危険を予測させ、それを回避させるための運転方法等を運転者が自ら考えるよう指導する。</p>	
<p>⑥安全運転の実技 実際に事業用自動車を運転させ、主な道路、交通及び旅客の状況に応じた安全な運転方法を添乗等により指導する。</p>	

配慮すべき事項(一部抜粋)

適性診断(特定)の結果判明した運転者の運転行動の適性も踏まえ、当該運転者と話し合いをしつつきめ細やかな指導を実施することが必要である。

※実技訓練については推奨にとどまる。

○旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針
(平成13年国土交通省告示第1676号) より作成

高齢運転者(65歳以上)に対する特別な指導の内容及び時間

内 容	時 間
<p>適性診断(適齢)の結果を踏まえ、個々の運転者の加齢に伴う身体機能の変化の程度に応じた事業用自動車の安全な運転方法等について運転者が自ら考えるよう指導する。</p>	規定なし

※指導内容に実技訓練についての規定なし。

(参考) バス事業者における指導・監督の事例

バス事業者における指導・監督の事例

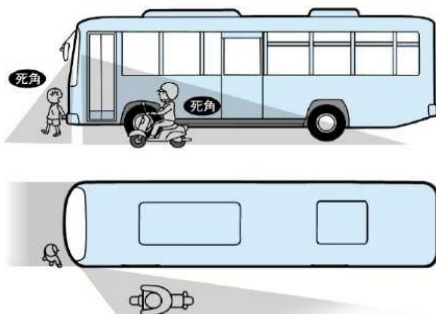
A社	全運転者に、座学3日(関係法規等)+実技25日(車両特性等)+実技教習1日(山間・夜間走行等)+実技試験1日
B社	大型バス未経験者等には標準21日間の初任者教育を実施(運転時間100時間以上、座学10時間)
C社	経験の有無に関わらず、自動車教習所にて1日8時間×22日間述べ176時間の教習を実施
D社	営業運転前に指導運転者による訓練を2週間~1か月程度実施(実際のルートを想定しての(高速)走行訓練)

(公社)日本バス協会：バスの安全対策に関するアンケートより(乗合・貸切)

<指導・監督のイメージ>

バスの構造上の特性

・死角の大きさに配慮した運転



障害者の乗降時の安全の確保

・車いす使用者の安全の確保



危険の予測及び回避

・歩行者や自転車などの行動特性に応じた配慮

